

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上牧町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上牧町長

公表日

令和3年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 住民は、上牧町に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、保険証を発行する。上牧町は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険税計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一第16、第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 (オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>・番号法 第9条第1項 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二 第27、第42、第43、第44、第45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二 第1、第2、第3、第4、第5、第9、第17、第26、第27、第30、第33、第39、第42、第43、第46、第58、第62、第80、第87、第93、第106の項 ・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12の3条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活部住民保険課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上牧町住民生活部住民保険課 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第30の項	番号法第9条第1項 別表第一第16、第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項、42の項、44の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第27、第42、第43、第44の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第1、第2、第3、第4、第5、第17、第26、第27、第30、第33、第39、第42、第43、第46、第58、第62、第80、第87、第93、第106の項 ・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12-3条、第19条、第20条、第25条、第25-2条第33条、第43条、第44条、第46条、第53条	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ① 部署	保険年金課	住民福祉部保険年金課	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ② 所属長	保険年金課長	保険年金課長 寺口 万佐代	事後	
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱に関する問合せ 連絡先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町住民福祉部保険年金課 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ連絡先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町住民福祉部保険年金課 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、国保情報集約システム	事後	
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 寺口 万佐代	課長	事後	様式変更に伴う変更
平成30年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第27、第42、第43、第44の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第27、第42、第43、第44、45の項	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	無	全項目入力	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 住民は、上牧町に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、保険証を発行する。上牧町は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 住民は、上牧町に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、保険証を発行する。上牧町は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ等	事後	
令和2年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16、第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	番号法第9条第1項 別表第一第16、第30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 第9条第1項 別表第1 項番30 ・番号利用別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第27、第42、第43、第44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 第1、第2、第3、第4、第5、第17、第26、第27、第30、第33、第39、第42、第43、第46、第58、第62、第80、第87、第93、第106の項 ・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12-3条、第19条、第20条、第25条、第25-2条第33条、第43条、第44条、第46条、第53条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第27、第42、第43、第44、第45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号(以下、別表第二省令) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第1、第2、第3、第4、第5、第9、第17、第26、第27、第30、第33、第39、第42、第43、第46、第58、第62、第80、第87、第93、第106の項 ・別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12の3条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	IVリスク対策 4.特定個人ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	【○】委託しない	十分である	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 (5) 評価実施機関における担当部署 ① 部署	住民福祉部保険年金課	住民生活部住民保険課	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 (8) 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	上牧町住民福祉部保険年金課	上牧町住民生活部住民保険課	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	